

法人の事業税

事業を行う際に利用する道路などの公共施設や各種の公共サービスに必要な経費の一部を負担していただくものです。

● 納める人

区 分		申告・納税義務
県内に事務所・事業所がある法人		○
県内に事務所・事業所はないが、寮、宿泊所、クラブなどがある法人		—
公益法人やNPO法人等	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	—

備考1 ○は申告・納税義務があることを表します。

2 人格のない社団または財団で収益事業を行っているものについては、法人とみなされます。

● 納める額

資本金の額などに応じて、所得金額、付加価値額、資本金等の額、収入金額に税率を乗じた、所得割、付加価値割、資本割、収入割を納めます。

区 分				開始事業年度ごとの税率			
				令和元年10月 1日～令和2 年3月31日	令和2年4月 1日～令和4 年3月31日	令和4年4月 1日～	
A、B、C以外の法人	出資 資本 金 の 額 ま た は 出 資 金 の 額 が 1 億 円 以 下 の 法 人	所 得 割	所得のうち年400万円以下の金額	3.71(3.5) %	3.71(3.5) %	3.71(3.5) %	
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.618(5.3) %	5.618(5.3) %	5.618(5.3) %	
			所得のうち年800万円を超える金額	7.42(7) %	7.42(7) %	7.42(7) %	
			本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のもの	7.42(7) %	7.42(7) %	7.42(7) %	
	超 資 本 金 の 額 が 1 億 円 を 出 す 法 人	所 得 割	所得のうち年400万円以下の金額	0.472(0.4) %	0.472(0.4) %	1.18(1) %	
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.826(0.7) %	0.826(0.7) %		
			所得のうち年800万円を超える金額	1.18(1) %	1.18(1) %		
			本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人	1.18(1) %	1.18(1) %		
		付加価値割		1.26(1.2) %	1.26(1.2) %	1.26(1.2) %	
	資 本 割		0.525(0.5) %	0.525(0.5) %	0.525(0.5) %		
	A 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業(一定のガス中小事業者に係るものを除く。※)、保険業および貿易保険業			収入割	1.06(1) %	1.06(1) %	1.06(1) %
	B 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業)	資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	収入割	1.06(1) %	0.8025(0.75) %	0.8025(0.75) %	
所得割			—	1.9425(1.85) %	1.9425(1.85) %		
資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		収入割	1.06(1) %	0.8025(0.75) %	0.8025(0.75) %		
		付加価値割	—	0.3885(0.37) %	0.3885(0.37) %		
		資本割	—	0.1575(0.15) %	0.1575(0.15) %		
C 特定ガス供給業			収入割	—	—	0.5184(0.48) %	
			付加価値割	—	—	0.8085(0.77) %	
			資本割	—	—	0.336(0.32) %	

※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、一般ガス導管事業および特定ガス導管事業にのみ適用されます。それ以外のガス供給業(特定ガス供給業を除く。)は、「A、B、C以外の法人」の税率が適用されます。

備考1 神奈川県では、法人事業税の超過課税を実施しています(詳しくは23ページをご覧ください。)

2 ()内の税率は、資本金の額または出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人に適用される税率です(保険業法に規定する相互会社などについては、()内の税率は適用されません。)

3 農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人などの特別法人については、上の表とは別の税率等が適用されます。

4 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額または出資金の額が1億円以下であっても、これらの額が1億円を超える法人と同様の税率区分が適用される場合があります(詳しくは22ページをご覧ください。)

● 申告と納税

期限までに申告書を提出し、自ら計算した税額を納めます。

申告の種類(主なもの)		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から2か月以内(一定の場合には、この期限を延長することができます。)
中間申告 ・ 事業年度が6か月を超える法人 ・ 外形標準課税対象法人以外の所得課税法人にあっては、法人税の中間申告義務がある法人	予定申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	

備考1 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類に応じて従業者数、事務所・事業所数などを基準に課税標準額(所得金額など)を関係都道府県ごとにあん分して計算した税額をそれぞれ申告し、納めます。

2 令和元年10月1日以後に開始する事業年度については、法人事業税とあわせて特別法人事業税の申告と納税が必要になります(詳しくは24ページをご覧ください。)

● 市町村への交付

県に納付された法人事業税額から超過課税分を控除した額の7.7%に相当する額は県内の市町村に交付されます。

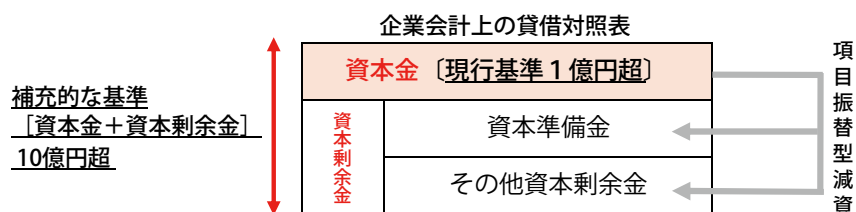


令和6年度税制改正に伴う外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

令和6年度税制改正において、次のとおり外形標準課税の適用対象法人の見直しが行われました。

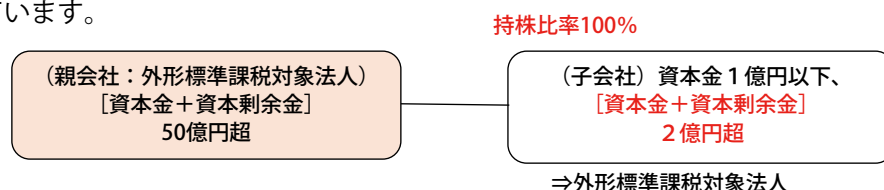
1 減資への対応[令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用]

- 外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金の額または出資金の額が1億円を超えるもの)を維持したうえで、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金の額または出資金の額が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。
- 改正前に外形標準課税の対象外である法人および改正後に新設される法人については、現行基準や「2 100%子法人等への対応」の基準に該当しない限り、外形標準課税の対象とはなりません。
- 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布日(令和6年3月30日)前に外形標準課税の対象であった法人が減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられています。



2 100%子法人等への対応[令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用]

- 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金の額または出資金の額が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。
- 産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等については、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置が設けられています。
- この見直しにより、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置が講じられています。



● 超過課税（法人県民税・事業税）

神奈川県は首都圏にあって、人口の集中、産業の集積が著しく、多方面にわたって特別な財政需要があります。こうした財政需要に対処するため、神奈川県では、法人県民税・事業税について、標準税率を超えて課税する超過課税を実施しています（資本金の額などが一定の基準以下の中小法人については対象としていません）。

この税率は、令和12年10月31日までに終了する事業年度分について、法人県民税は標準税率に0.8%上乘せ、法人事業税は所得金額等の区分に応じて、特別法人事業税とあわせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように設定しています。

令和7年11月から令和12年10月までの5年間については、超過課税による増収分を、「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」および「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に対応するための財源として活用しています。

なお、活用事業と活用額は、次のとおりです。

● 超過課税を活用して推進する事業

I 経済対策の推進

県内経済の基盤強化を図るため、生産性向上への支援や、人材確保への支援など経済対策に取り組みます。

- ・ 生産性向上に資する設備導入などに対する支援
- ・ 働きやすい職場環境の整備など人材確保への支援

II 災害に強い県土づくりの推進

これまで「水防災戦略」に基づき進めてきた河川の整備等の大規模水害対策や令和7年3月に改定した「地震防災戦略」に基づく大規模地震対策など、災害に強い県土づくりに継続して取り組みます。

- (1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策
 - ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備等の大規模水害対策
 - ・ 治山施設・林道施設の整備・強靱化
- (2) 地震・津波対策の一層の強化
 - ・ 「地震防災戦略」に基づく減災対策
 - ・ 電線の地中化など
- (3) 災害に備えた社会基盤施設の整備
 - ・ トンネル、橋などの安全性向上
- (4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震化
 - ・ 災害時の避難所等の拠点として重要な役割を果たす県有施設、警察署など

III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

災害時における物資輸送や経済活動の早期再開に資するため、自動車専用道路や幹線道路などの整備に継続して取り組みます。

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

● 令和8年度 法人県民税・事業税超過課税活用事業費（当初予算ベース）

活 用 項 目	令和8年度当初予算額		超過課税活用額
	事業費総額	一般財源	
I 経済対策の推進	87億9,567万円	83億6,117万円	304億5,082万円 超過課税活用率 $\left(\frac{\text{超過課税活用額}}{\text{一般財源}} \right)$ 83.2%
II 災害に強い県土づくりの推進	905億5,701万円	247億3,940万円	
(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策	487億1,824万円	130億9,486万円	
(2) 地震・津波対策の一層の強化	111億6,554万円	43億7,350万円	
(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備	220億2,544万円	51億1,740万円	
(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震化	86億4,777万円	21億5,363万円	
III 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	250億4,832万円	35億1,586万円	
合 計	1,244億 101万円	366億1,645万円	

国 税 特別法人事業税

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、ともに持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置として、特別法人事業税および特別法人事業譲与税が創設され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

● 納める人

法人事業税（所得割または収入割）の納税義務がある法人

● 納める額

標準税率により計算した法人事業税の所得割額または収入割額に税率を乗じた金額です。

区 分		納 め る 額		
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度分	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度分
A、B、C以外の法人	所得割額によって法人事業税を課税される法人	所得割額の37%※1	所得割額の37%※1	所得割額の37%※1
	付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	所得割額の260%	所得割額の260%	所得割額の260%
A 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一定のガス中小事業者に係るものを除く。※2）、保険業、貿易保険業		収入割額の30%	収入割額の30%	収入割額の30%
B 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業）		収入割額の30%	収入割額の40%	収入割額の40%
C 特定ガス供給業				収入割額の62.5%

※1 特別法人（農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人など）の場合は34.5%

※2 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、一般ガス導管事業および特定ガス導管事業にのみ適用されます。それ以外のガス供給業（特定ガス供給業を除く。）は、「A・B・C以外の法人」の税率が適用されます。

● 申告と納税

法人事業税とあわせて都道府県に申告し、納めます。

なお、都道府県は、特別法人事業税として納付された額を国に払い込みます。

● 国からの譲与

特別法人事業税の税收については、特別法人事業譲与税として、人口であん分して譲与されます。



大法人の電子申告が義務化されています。

一定の法人※が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税、法人県民税および特別法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eTAX）により提出しなければならないこととされています（eTAXについて、詳しくは54ページをご覧ください。）。

※ 対象法人（次に掲げる内国法人）

- ・ 事業年度開始の時ににおいて資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- ・ 相互会社、投資法人および特定目的会社

国 税 地 方 法 人 税

● 納める人

法人税の納税義務がある法人

● 納める額

$$\boxed{\text{課税標準法人税額}} \times \boxed{10.3\%}$$

● 申告と納税

国（税務署）に対して申告し、納めることになっています。

● 地方への配分

地方法人税の税収は、全額、地方交付税の原資とされ、地方団体に配分されます。

国 税 法 人 税

● 納める人

会社などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含む。）

● 納める額

$$\boxed{\text{所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除額}}$$

■ 税率

開始事業年度			令和4年4月1日～ 令和7年3月31日		令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	
年所得			800万円以下 の部分	800万円超 の部分	800万円以下 の部分	800万円超 の部分
法人等の区分						
普通法人	資本金の額または	1億円超	23.2%		23.2%	
	出資金の額	1億円以下	15% ※1 ※2	23.2%	15% ※1 ※2 ※4	23.2%
協同組合等			15%	19% ※3	15% ※4	19% ※3
公益法人等	公益社団法人および公益財団法人		15%	23.2%	15% ※4	23.2%
	一般社団（財団）法人のうち非営利型法人		15%	23.2%	15% ※4	23.2%
	公益法人等とみなされているもの		15%	23.2%	15% ※4	23.2%
	上記以外		15%	19%	15% ※4	19%
人格のない社団等			15%	23.2%	15% ※4	23.2%
特定医療法人			15% ※2	19%	15% ※2 ※4	19%

備考 「グループ通算制度」の通算法人に適用される税率については、国税庁ホームページ「グループ通算制度の概要」をご覧ください。

※1 資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人等の一部の法人については、年所得の額にかかわらず23.2%

※2 事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える資本金1億円以下等の普通法人（※1の法人を除きます。）または特定医療法人については、年所得の額にかかわらず19%（特定医療法人が連結親法人である場合は20%）

※3 一定規模以上の協同組合等にあつては、一定額を超える部分については22%

※4 所得の金額が年10億円を超える事業年度については17%